



世田谷

# 区議会だより

No. 21

11  
1

発行 昭和44年11月1日  
発行所 世田谷区世田谷4丁目21-27  
世田谷区議会事務局 (422) 0111  
郵便番号 154  
発行人 事務局長 大場啓二

## 区政にシビル・ミニマムを

〔注〕シビル・ミニマムは、東京都が昨年初めて発表した都民の生活環境に必要な最低基準〕

高木 鉦作

昨年の暮に公表した中期計画で、東京都は個々の行政課題ごとにシビル・ミニマムを設定した。このシビル・ミニマムというのは、都民が安定した生活を営むためには、それに必要な公共的サービスや諸施設が整備されていないと生活が成り立たないが、実際にはそうした施策がはなだしく立ち遅れている。そこで、住民生活に不可欠な生活環境施設について、都として少なくとも三年間

に、これだけは整備しなければならぬ、といった最低の基準のことである。行政計画のなかにシビル・ミニマムを導入するということは、わが国で最初の試みといつてよい。初めてのことだけに、それは種々の問題や難点をかかえている。それをどのように克服するかというところは、都政の重要課題であるだけでなく、その実際から直接・間接の影響をうける区政にとつ

ても、無視できないものである。だが、区当局や区民として考えなければならぬことは、そうした都政の区政に与える影響だけではない。それ以上に注目すべきことは、都の試み自体が実は自治体の姿勢の転換、その体質改善という課題と結びついていること。そうした意義を、今後の区政にどのような生かして行くか、ということである。

都の試みは、自治体というものは住民生活に必要な施策を最重点とするという、きわめて自明なことの再確認から出発している。シビル・ミニマムの設定は、そのための方法である。こうした自明のことが問題になるのは、結局は自治体の自主性の弱いことが大きく影響している。というのは、自治体の行政内容は、中央各省の定めたわくに縛られているものが多い。しかし、そのわく、基準があまりにも低いため、自治体は十分なことができにくい。また、それも仕方がないという自治体の消極的な姿勢を形成することにもなつて来たからである。

したがって、自治体が独自に、シビル・ミニマムを設けて施策を進めようというところは、自治体を取りまく条件や自治体の姿勢を、自治体自身の手で改めて行くための第一歩でもある。それは、施策の方向や内容の問題であると同時に、それ以下の状態のままに放置しておくことは許されない、というきびしいわくを自治体当局が自分自身にはめることでもある。それだけに、それは容易なことではない。困難なことであるが、そうした自明のことを区政に定着させること、それが、シビル・ミニマムの設定が区政に投げかけた問題ともいえる。

シビル・ミニマムの設定は、新しい都政の所産である。しかし、そこには、都政の実際に対する都民の強い不満や批判が大きな影響を与えていることを見落とすことはできない。自治体の自己変革は、直接には自治体当局者の課題である。だが、それをささえ、推進させるものは住民の力にかかっているということ。そのことを、区当局者や区民がはつきり自覚することがいまま最も必要なことといつてよいだろう。

(たかぎ・しょうさく 国学院大教授・行政学/世田谷区議会史編集委員)

↑寝たきりや、一人きりの老人など行政の手がさしのべられることを待ち望む老人は多い。医療施設、生活相談機能などを備えた総合老人施設建設も区政のシビル・ミニマムの一つ。  
(写真は区立厚生会館での老人健康相談風景)



## 第4回 臨時会

7/21 ↓ 7/25

一般会計第二次補正予算  
など六件を可決

第四回臨時会は、7月21日から25日まで開かれ、7月25日に、第二次補正予算など六件をいずれも原案どおり可決しました。

● 一般会計補正予算第二次  
(賛成 自・公・民・清 無 反対 自・公・民・清 無)

● 国保事業会計補正予算第一次  
(賛成 自・公・民・清 無 反対 自・公・民・清 無)

一 関係記事四ページ  
● 陸上競技場新設工事請負契約(賛成全責)  
区立大蔵運動公園内に新設。これが完成すると、総合運動場計画のすべてが完了し、二十三区でも画期的な運動公園となります。

(契約金額) 八四五七万円  
(契約の相手) 勝村建設(株)  
(工期) 昭和45年1月30日

(おもな設備内容)  
陸上競技場(四〇〇メートルトラック サッカー場兼用) 観覧席(二〇〇〇人収容) 洋弓場など。

● 桜小学校校舎改築工事請負契約 (賛成全責)  
昭和44年度学校建設計画事業の一つで、老朽校舎と自動車騒音に対処するもの。なお当区では、騒音対策としての校舎改築は、初めてのケースです。

(契約金額) 四八八八万円  
(契約の相手) 協栄栄組  
(工期) 昭和45年3月30日。

● 町区域の一部変更 (賛成全責)  
岡本鎌田土地改良区の事業施行に伴い町区域の一部を変更するもの。これは、通称谷川の周辺地域において、岡本町から鎌田町に九六三平方メートルを編入、また、鎌田町から岡本町に一三二平方メートルを編入。これにより町名境界線の入り込みなどがなくなります。

● 農業委員会選任委員の推せん  
前任者の任期満了に伴い亀井重光(自)、矢藤弘三(自)、佐藤正男(社)の三議員を推せんするもの。

## 第3回 定例会

9/24 ↓ 10/2

監査委員の選任同意、  
区第一庁舎改修工事  
請負契約など一四件を可決



第三回定例会は、9月24日から10月2日まで開かれ、9月25日に、監査委員の選任同意。10月2日の最終日に区役所第一庁舎改修工事請負契約などの一三件を原案どおり可決しました。

● 区第一庁舎改修工事、付帯工事請負契約 三件 (賛成 自・公・民・清 反対 自・公・民・清)

新たに、換気設備をほどこすことと、電算機導入をひかえて事務室を改造するものです。

○ 第一庁舎改修工事請負契約  
(工事内容) 各階間仕切変更その他。  
(契約金額) 一億二四三〇万円  
(契約の相手) 大成建設(株)

○ 空気調和換気設備工事請負契約  
(契約金額) 九五四〇万円  
(契約の相手) ㈱建材材社

○ 電算設備工事請負契約  
(契約金額) 六〇〇〇万円  
(契約の相手) 日本電設工業(株)

完成予定はいずれも昭和45年7月31日。(意見) 反対 指名競争入札における参加業者の選び方などを、もっと明確にすべきである。また、職員の職場環境を改善することには反対しないが、電算機導入については、合理化政策に結び着いているので、この受け入れ態勢には反対する。もっと区民の立場から考えればまだまだ区内には、やるべき仕事がたくさんあるのではないかと。

● 区立鷹草園新設による公園条例改正 (賛成全責)  
区の花「鷹草」PRのため九品仏浄真寺境内に新設。  
面積約一六七平方メートル。  
本年8月7日に完成。

● 区立児童遊園新設による条例改正 (賛成全責)  
用賀児童遊園 玉川用賀町二二二〇一

● 町区域の新設、一部変更二件  
○ 成城町、祖師谷一・二丁目、砧町、喜多見町、大蔵町の各一部をもって新たに成城一・九丁目とするもの。  
(賛成 自・公・民・清 無 反対 自・公・民・清 無)

○ 玉川奥沢町一・三丁目、玉川田園調布一・二丁目、玉川等々力町一・三丁目、玉川中町一丁目、深沢町二丁目、玉川中町二丁目

● 監査委員の選任同意  
知識経験者選出の宇田川忠次郎監査委員が、8月12日に死去したので、その後任として、志田直次(駒沢四二九一・二・五八歳)の任命に同意するもの。

● 新たに認定した区道(賛成全責)

| 所在地              | 延長(m)  |
|------------------|--------|
| 宮坂2丁目2082内       | 300.67 |
| 若林3丁目 225内       | 94.80  |
| 玉川用賀町2丁目 485~506 | 69.60  |
| 玉川瀬田町834~835     | 99.05  |
| 岡本3丁目 327~335    | 123.70 |
| 計                | 687.82 |

## 代表質問

(9月24日本会議)  
自由民主党

● 総合開発計画の具体化をどのように進めていくか住民に早く発表すべきだ。生活環境整備の優先と区に合った産業経済の育成という趣旨には賛成だが、従来実現不可能か実情に合わない机上の空論が多かっただけに心配が残る。

● 10月末に中間報告の予定、PR方法を検討中。既定計画の手直しは作業を進めている。都区財政調整で獲得した財源だけでは足りず、拠点開発には民間資本導入を期す。

● 現在、税収見込み額が二億一千万円の増収を予測しているが再調整による収入減の心配はないか。手数料収入

### 社会党

● 現在、税収見込み額が二億一千万円の増収を予測しているが再調整による収入減の心配はないか。手数料収入

● 行政施設建設計画などの既定計画との調整や、計画に必要な資金の捻出をどうするか。

● 関連計画など地域の実情に合った取り組み、有機的な道路網を作れ。都は環状八号線しか手を着けていない。区としては補助五二号線も着工してほしい。飽和状態が目に見えているのだから、議会の強い支えがほしい。

● 特定財源的なものも一般財源に繰り入れる予算編成は自主財源のわくを狭くする。第二庁舎建設などの巨額な施設建設は、民生事業などへのしわ寄せや区財政を破たんさせはしないか。

● 区税一二回払い制改正に対し都の補填が予定される。苦しいながらも区事業計画もまかなえるし、健全財政は維持できよう。

● 健全財政確保は都区財政調整の交渉を有利に展開しなければできない。

経費の財源別構成を出し区の持ち出し分状況を明確にし、交渉の足掛かりとすべき。これは同時に区財政のガラス張り化につながる。

公表はさしつかえないが、他区との関連でむずかしい。

住居表示事業の完了はいつごろか。池尻・下代田地区は五年越しの未解決状態で、早く解決してほしい。

10月で七二%の進捗状況、四五年程度までに完了する予定。池尻・下代田地区も45年までに解決する。

### 公明党

大学紛争、青少年犯罪の凶悪化などから青少年対策の強化が必要で、青少年センター建設を促進すべき。

健全育成は、青年の家・福祉会館の建設など意欲的に取り組んできた。センターは文化会館建設の中に取り入れる予定。  
現在の幼稚園建設計画では八園し

# 一般質問

(9月25日本会議)

幼児、児童に対する凶悪犯罪続発の現状から小学校低学年児童に対する指導対策は、  
父兄、教師、警察と協議するなど対策を検討中。

学校建築は、新学期までに間に合うよう5月契約に踏み切ったが、竣工が2月では、実質的には工期が延長され、また結水期にあたることも避けられない。

年間二五校一四〇教室の建築工事規模で、1月までに竣工予定分が一九校。さらに工事予定日を短縮すべく業者を奨励する。

鳥山総合センターの仮設計ができ上ったが、今後区総合開発計画との関連による検討を進めていく中で、民間開発業者との協調が打ち出されると、大資本本位のショッピングセンター化するおそれがある。公共施設の建設を中心とする地元商店育成を配慮するの

が作れず私立幼稚園依存は解消されない。増設計画の検討をはじめ、一園あたりの収容人員の増員、入園期間の二年制化、入園申込み時期の調整など改善を急がねばならない。保育園増設も簡易プレハブの採用はどうか。

幼稚園建設に年間二億円を投入しているが建設ペースを早める。なお小学校併設は敷地に余裕がない。プレハブは保育基準に合わない。

最近、公共溝渠のふた掛けが進められているが、都知事の提唱する溝渠の全面ふた掛け実施に対応する区への受け入れ体制は、  
区内の全面ふた掛けには約三億円かかる。なお下水道工事が進めば全面的に再工事することになる。

### 共産党

自動車排気ガスによる大気汚染、特に一酸化炭素公害は数年前にくらべ飛躍的に悪化している。被害地域も商

規模の拡大はあっても公共性を失うようなことはしない。民間資本との結びつきや、区当局の独走は厳にいましめる。

鳥山総合センター建設計画の再検討問題は、公共施設建設、駅前広場設置の希望に水を差すもの。仮設計は、都住宅供給公社本位、建設費の財源として予定した地上権の売却費が八七〇〇万円にしかない点などが不審。早急に公園広場、公共施設を建設されたい。

地上権売却問題は、住宅金融公庫から借入できる利点もある。地元の全商店を入居させることはできない。また、公共施設だけを建設することは、将来取りこわしの問題が起きてしまう。

図書館利用時間の延長については、現場職員組合との話し合いをすませ、早く実施してほしい。また、増設の具体的プログラムを聞きたい。

正規職員の増員が困難なため、アルバイトなどにより梅丘・玉川図書館から実施したい。三軒茶屋方面、鳥山総合センター内の二館を計画の中。  
区社会教育施設は、広報活動が弱体なため利用率が悪い。また、河口湖林間学園など宿泊施設を社会教育活動へ開放、予算増額などを望む。

店街や住宅地まで広がり、青壮年にも肝臓機能障害、自律神経失調症が見られる。国の排気ガス規制対策は中古車・外車・大型車が対象外などと規制が甘い。国に対する汚染規制運動の促進、区内バス・タクシーに対する排気ガス除去装置の設備、健康診断の拡充、公害調査調査委員会の設置など強力な対策を立てられたい。

根本的には国・都の政策に待つしかないが区ではできる限りの施策をとる。PRの増強、老人・小中学生の無料健康診断などをする。

区内下水道の全面普及が昭和52年予定では住民は不満。都が積極的姿勢を取っているのだから区としても下水道事業に対する国庫補助増額、利子補助を政府に要請するなど側面援助し、一方都に対し受託方式で工事を促進するよう検討したらどうか。

下水道普及には憂慮している。受託方式は区債との関連で検討してみる。

区のお知らせ、五大紙などを使ってPRしているが、さらに工夫を重ねる。学校関係の使用しない11月3月については社会教育団体、PTAなどに開放するよう検討する。

区画整理は、住民の一方的負担を強制するなど問題がある。さらに、砧町と兼田町の区画整理は、都の補助金がゼロのため零細土地所有者の負担が増加している。区道だけでも組合から買取または何らかの形で国や都の補助を得るよう住民負担の軽減をはかれ。

砧町に補助が出ないのは、都市計画画街路がないためだ。事務面での助成はできても予算面はできない。区画整理事業がいかにあるべきか、総合計画審議会に諮問中。

交通事故から歩行者を守るため、商店街における歩道や側溝のふた掛けを利用した歩道を作してほしい。

歩道はぜひとも必要。技術的検討をすませ、昭和四五年年度の予算に計上したい。

青少年対策は、タテ割行政のため教育委員会と区民部とに分かれている。適切な行政を進めるには、青少年対策本部など機構改革が必要。ほかにカウセンシングの充実を望む。  
機構の一本化は望ましく、現在、

### 民社党

終戦直後の民間と官公労との給与格差が経済再建とともに正された現在、職員の超過勤務手当を生活給とみることには実情に合わない。事務量増大から超勤をせざるをえない場合は、労働の対価として全額支給しなければならぬ。財政調整でも支給財源を全額みるべき。給与改訂に伴う差額支給の際、超勤手当の差額をも支給すべき。

手当の本質は生活給と労働の対価との性質が混在している。組合との話し合いにより手当の差額支給は方法を検討する。

広報担当部門の拡充を機に、住民と区政を結びつける広報活動の拡充、モニター制度などの採用に踏み切れ。

区政世論調査の分析を急がせるなどの活動をしている。モニター制度は検討している。

事務近代化委員会で検討中。カウセンラーは厚生会館で実施している。

桜町高校周辺の高台地区で出水による被害が多い。側溝の排水つまり、急速な人家の増加が排水能力を上回ったことなどが考えられる。都区協調の対策を望む。

側溝は路面排水が目的で人家の排水は下水道の完備が必要。総合開発計画で整備していく。

都市化する成人病、精神病が増加する。健康都市宣言の具体化と運営協議会の発足、健康センターの建設など前向きな姿勢で取り組め。

公害課、広報課の設置もあり、宣言の客観的条件や準備も整いつつある。お互いに検討して実現したい。

道路改修にあたりオールカパー方式による歩行者の安全性、浸水などの弊害をなくすよう工法を検討された。

経費、工期などの点からオールカパー方式をとっているが七センチぐらいの高低差はいしたかたない。  
青少年の非行化防止、憩いの場としての福祉会館の時間延長や内部設備の充実などをはかれ。  
現在夜の9時まで延長しているが、これ以上は職員との関係でできない。

# 第二次補正予算審議から

7月21日から開かれた臨時区議会で約五億九千九百万円の第二次補正予算が議決されました。

この予算は、都区財政調整が決定したことにより、区の税収額などが確定したので、これを追加財源として事業を行なうため補正したものです。



## 審議のあらまし

今回の予算のおもなものとしましては、まず中学校給食共同調理場（いわゆる給食センター）建設費約一億五〇〇万円、仮称大原保育園建設費三二〇〇万円、松原地区保育園用地買収費七〇〇万円、騒音公害教室（桜小学校）改築費四八〇〇万円、東急砧線廃止に伴う道路改修費・橋梁架替費三〇〇〇万円、交通安全のためのガードレール設置費二三〇〇万円、その他福祉会館、児童保育所、児童遊園など公共施設充実のためのいわゆる投資的経費約三億一〇〇〇万円で、補正予算総額の約五二パーセントを占め、さらに老人健康診査事業費、交通事故相談所経費、都市公害実態調査費、歩道整備工事費、河川防災工事費など一般行政費約一億八〇〇〇万円、約三二パーセント、それと東京都への財政調整納付金約九七〇〇万円、約一六パーセントとなっております。

これで現在の予算総額は一般会計・特別会計あわせて約一六〇億一五〇〇〇奈万円となります。

今回の予算審議で特に焦点となったのは、何と云っても中学校完全給食のための共同調理場いわゆる給食センターの問題です。給食センターは、本区にとっては初めての、しかも大きな事業であるだけに、賛成、反対双方の立場ともこれまで何回となく論議が重ねられました。ここで再び白熱した論議が展開されました。

まず、賛成の立場からは、既にセンター建設の方針が決定しており、このほど用地買収も完了し建設費を計上し

これに伴い、所管委員会において二日間にわたる審議の結果、賛成多数で原案どおり承認しました。

予算の概要、論議されたおもなものがらびに委員会および本会議における各党意見のあらまきは次のとおりです。

た段階でその是非を論ずるのはあたらな。議会での決定も見ているのでむしろ促進をこそ望むというものであり、さらに、今回センターを作っても約半数の中学校しか対象とならないので、残された学校の分についても公平に早急に措置すべきだというものです。

これに対し反対の立場からは、議決はあったとはいえ、その後の経過もあない。法的な規制ではないとすれば、あえて反対を押しつけてセンター方式を強行せず、各校方式とするべきではないかと。いうものです。質疑は主として練馬区で実施中のセンター方式の例を引用し、衛生管理の面、調理技術の面、従事職員の労働条件等について行なわれました。

次に大原地区に建設される福祉事務所と保育園の併設については、用地難とはいえ、騒音、公害がひどく、空気も特に悪い場所なのでこれを十分防除し得るよう、こどもの健康の保持について、その方策が問われました。また、公害が住民の健康をおびやかしている現状にあって、公害実態調査経費が計上されたが、単に調査のみにとどまらず、出された結果についてはどのように対処するのか、特に区では騒音と工場公害しか手がつけられないというが、そのほかの緊急なものについてはどうするかなどと質されました。

また、老人健康診査事業費については診査内容や方法あるいは診査に伴う費用の負担などについて質問が集まりました。

次に警視庁の要請に基づいて実施する歩道のアスファルト舗装についても論議が重ねられました。これは都内各

所で見られる事故対策の一環として行なわれるものであるがこの舗装が街路樹に与える影響について、緑の保存の見地からどうみるのか、今回施工する駒沢、深沢、太子堂、上馬については街路樹はないとしても、次回以降行なわれる地点において十分な配慮が望まれ、また、その費用も区の財源をもつて実施することに強い不満が出されました。国または都でこれを負担するよう強く申し入れられべきだと与・野党から要望が出されました。

また、区立厚生会館の電気補修工事および鉄筋建物の補修費等に関しては建設していくくも経ずして雨漏り等の起きる原因などが衝かれ、建築技術の面、建築行政一般に対する姿勢などが

## 各党意見のあらまし



自由民主党―賛成

財政調整納付金は前年度より少なくなっており、周辺区である当区の特異性を都に認識させたものとその努力を多とする。今後さらにそれが減っていくよう一層の努力を期待する。

中学校給食共同調理場建設については、多くの論議がなされ、その長所、短所はあるが、大局からみてプラスなら敢然として実施すべきだ。多年の懸案が実現することになったが、むしろ遅きに失した感があり、ようやく建設の緒についたことは喜ばしい。今後、児童、生徒の体位向上、食生活の改善、経費の節減、教育施設の近代化等多くの利点が考えられる。各校方式で給食場を作れば今でもせいまい用地がさらにせびめられ、また給食による教員への負担が、児童生徒の教育に支障をきたすことを忘れてはならない。給食センターについては、衛生上および公害などに関し、万全の注意を払い、一日も早く完成することを希望する。さらに今回の対象から残された学校の分についても早急に解決することを要望する。

次に、騒音公害教室九教室分の改築費が計上されたが、今後も老朽校舎危険校舎の改善とともに、都への交渉を積極的にして万全を期し、鉄筋校舎促進に格段の努力を望む。

問われました。

そのほか5月1日から区役所第一、第二庁舎に受付案内窓口が開設されたが行政サービスの一環でありながら親切さの点などで欠けるところがある。受付は区民がまず接するところであり、区民と密着していなければならぬ。これに対する監督ならびに指導方法などが質されました。これに対し、受付業務は職員の定数のわくがあつて充足されない現状から外部へ委託しているもので、おりにふれ研修会をもち、指導・訓練をしており改善に努めるといふ答弁がなされました。このほか、国民健康保険事業の助産費増額に伴う財源、などについて質疑が行なわれました。

第一庁舎の改築については、職員健康管理と区民サービスの向上に役立てるよう要望する。

そのほか、公害実態調査、公害防止指導、交通事故相談など区民の要望をとり入れる姿勢は、時代に即応した措置と評価するが、これの完全な実施には経費が少な過ぎないかと懸念する。今後の道路事情、車の増加等による公害の増大が考えられるので、この対策に留意し、区民の健康と安全を守る努力をされたい。また、歩道の舗装化に伴う経費については都あるいは国が負担すべきものと思うので、この予算獲得に努力をされたい。



社会党―反対

財政調整納付金については、従来より努力したことは認められるが、行政面で遅れている当区が区民税を納付せねばならないことは納得がいかない。納付金を必要とする財政事情は、健全財政維持の見地から問題点が多い。区税収入についても、財調決定額より多く見込んでいるが、収入額がふえても需要額がふえなければ納付金をとられどという現行制度であるのに、当区が必要額は二十三区の伸び率より低くなっている。区民一人あたりの予算額も低いというところは、それだけ区民の需要をみたしていないといえる。このような財政事情にあるにもかかわらず、第一庁舎の改修、給食センター、児童

館の建設費未計上などを考えると、約三億四千万円の財政負担超過。あるいは四五年程度の財政収入をひきあてるといふ結果を起こしており、かつてない大胆な、かつ、無責任な予算ともいえる。今回の補正予算になせ児童館が計上されぬのか問題であるし、保育園も都の認めた数より少なくなっている。少なくとも五カ所ずつ作る意欲が必要だ。

次に給食センターについては、鮮度の問題、地域の中小企業を締め出す問題、交通事情悪化のりから授業時間への影響、伝染病、食中毒、働く者の労働過重などの問題から反対してきた。センター化にこだわるため完全給食の遅れていることは区当局の責任だ。反対運動に対して説得もしないで、一方的に強行するところに問題がある。

河口湖林間学園の補修にも区税を使つて実施することに大きな問題がある。

公明党―賛成

今回の補正予算は真に区民のための予算とはいいがたいので反対する。

人件費の増で保留財源が不足する状況なので、この補充に努力するよう検討されたい。

区議選の歴史

戦後  
区議会史余話  
その6

戦後第一回目の区議選は、昭和22年4月に行なわれた。結果は、自由党が第一党となったが、無所属が最も多く、定数四五に対し二一を占めた。区議会に初めて婦人議員や共産党が登場したが、戦前からの区議はわずか三人に止まり、戦前色はぬぐい去られた感があった。

次の26年選挙は激戦となった。四五の議席をめぐって一八三人がしのぎを削り、このため、前議員の三分の二に当たる二九人が姿を消した。また、四五位が同点で二人並び、結

審だけにとどまらず、問題そのものの解決に努力されたい。

給食センターは、特に衛生管理部門に十分な配慮をし、最高のメンバーで立派なものを作られたい。

次に学校等に対する寄付はPTA負担軽減の趣旨に留意し、また受領はできるだけ公平に行きわたるような考えを進めることを望む。

共産党―反対

財政調整については、都の中期計画の事業を始めとして、住民のための事業を積極的に盛り込み、都区協調しての事業推進が都や都区協議会などで確認され、東都政時代より前進面があるが、起債財源は減らすという都の方針と対照的であることなど問題も多い。

次に給食センターについては土地いっさい含めて約三億もの経費をかけて作ろうとしているが、当区は交通事情も悪く、時間どおり保温されて安全に目的地に着くかどうか疑問だ。練馬区の給食センターは味が悪いだけでなく、衛生的にも問題があり、また、良いといわれる横浜市の給食センターにしても臭気がひどいなど問題があり、これらの例を大いに学ばねばならない。

都内での中学校のうち、大半が各方式で完全給食をしているときに、当区はあえて一万二〇〇〇食ものマンモス局一人はくじ引きで涙を呑むという出来事も起こった。

30年選挙も激戦で、前議員は一八人が残ったにすぎなかった。この時の選挙で、元軍医中將やニコヨン区議が登場して話題をまいた。

34年選挙でも議席の三分の二が入れかわった。このあたりからかなり政党色がはつきりし、無所属が大幅に減りはじめた。

38年・42年選挙ではこの傾向が一だんと進み、無所属はわずか一二人に減りすぎた。また、当選圏内得票数が上昇したためか、立候補者数がしだいに減り、したがって議員の顔振れも固定化する。しかし一方で、特定の候補がとびぬけた票を獲得する現象も生まれた。

とここで投票率のほうは、あまり

センターを作ろうとしているか、ここで強行せずに検討すべきだ。なお、これを強行すれば、日米大資本による営利第一主義の冷凍食品に、給食の場を提供することになる。各方式で栄養士を全校に配置し他区に遅れをとらぬよう内容のある給食の実現を主張する。

その他、電算導入により人員の合理化、入減らしをはかり、受付業務、交通相談なども外部委託で安い賃金ですませようとし、そのほか東急大資本への奉仕が明らかである反面、高島屋建設による地盤沈下について住民の不安解消の手だては示さない。鉄筋建物の雨漏りや、区債を発行して区民の子算を先食いし、その利子だけでも多額に上る状態で、このような借金政策に反対し、国から財源を取ってくるべきだ。以上政府の方針、新国土総合開発の下請け予算であるので反対する。

財政調整についての意見は自民党とほぼ同じである。

区のお知らせ版、庁内の受付案内等は一般区民に対する配慮を重点とし、特に受付案内については、指導も大事だが、待遇の裏付けがないと良い人は集まらない。予算面からも十分考えるべきだ。また、区民便利帳は都になら

かんばしくない歴史が残っている。昭和22年の投票率は五割に達せず、区部での順位もヒリから三番目の二〇位であった。ちなみに昭和7年の第一回区会選挙は約七割となっていた。以後投票率は上がり下がりしたが、区部での順位は悪く、26年から38年まで連続最下位に甘んじた。特に30年の選挙では、有権者数前回比約四万人の増に対し、投票者は逆に二万人近く減った。38年も似たような傾向で、有権者数約五万人増に対し、投票者数はわずか三千人ふえただけという最下位当然の成績だった。

投票率が最もよかったのは42年だが、それでも区部の順位は二〇位。世田谷区の投票率がCクラスからの脱出なるのはいつの日か。

民社党―賛成



無所属―賛成

歳入面で繰越金が前年度より減ったのは、運営が良くいったことの反映だとその努力を賞めたい。

歳出では北沢福祉事務所併設保育園、給食センターなどの懸案が解決したことは良い。給食センターについては反対の意見も多くあるが、当局の方針は決定しているもので、きびしい批判に耐えられる立派なものを作ってほしい。

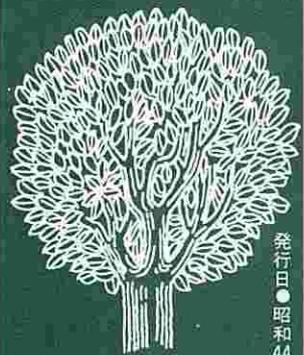
次に公害校として桜小が認められたが他にも騒音に悩む学校も多いので都の査定だけ待たず、積極的にやるべきだ。またコンクリートの雨漏りは無理な仕事を押しつけるからではないか。歩道の舗装化は街路樹を枯らす原因にもなる。舗装経費は後日必ず返してもらうべきだ。

歳出内訳

| 款別     | 第二次補正予算額    | 補正前との合計額      |
|--------|-------------|---------------|
| 議費     | —           | 2億1,257万1千円   |
| 会務費    | △ 4,244万5千円 | 22億8,359万7千円  |
| 民生費    | 2億1,245万1千円 | 32億5,062万6千円  |
| 産業経済費  | 137万8千円     | 2億2,064万1千円   |
| 土木費    | 1億1,454万6千円 | 32億2,983万7千円  |
| 教育費    | 1億9,310万円   | 40億7,023万2千円  |
| 公債費    | 1,794万4千円   | 5,885万7千円     |
| 諸支費    | 8万円         | 660万4千円       |
| 備出費    | —           | 4,000万円       |
| 特別区納付金 | 9,728万円     | 9,728万円       |
| 合計     | 5億9,433万4千円 | 134億7,024万5千円 |

| 事業名    | 第二次補正予算額  | 補正前との合計額     |
|--------|-----------|--------------|
| 国民健康保険 | 1,696万3千円 | 25億4,479万8千円 |





# 『私たちの区政』は 地方自治の確立から

## 自治権をおかす

## 東京市構想に反対

自治省では広域行政という考え方から、大都市制度をあらためようというところで、特別区制度について検討をはじめ、昭和四十三年十月に発足した第十三次地方制度調査会の中でも、このことが論議されています。



## 現在の二十三区が廃止 されようとしています

国では、特別区を廃止して、東京市のもとに、各区を行政区にしようと考えております。もし、このような案が実現すれば、いまの区は、全く東京市の出張所のような形になり、区民のきめこまかな要望をとりあげる機会がなくなり、区民の意見が区政に反映する道は閉ざされてしまいます。

首都圏行政としては、水資源の開発など、広域的に処理しなければならないものはあります。そのため身近な住民の福祉、教育、道路整備や地域開発などが、地域住民とは関係なく、画一的に行なわれるということでは、地方自治の精神に反することとなります。



## 区長は区民の手で 選挙しましょう

特別区は廃止するのでなく、一般の市と同じように、区長は住民の直接選挙に戻し、積極的に自治権を回復しなければならぬのに、区長を都知事が任命するような仕組みの行政区にするのでは、住民自治を強めようとしている私たちの方向とは、全く逆な行き方です。



## 区民の要望がその まま実現するために

区民に身近な仕事は、すべて区で処理や解決ができ、また区民の納めた税金は、みんな区民のために使えるようにするには、二十三特別区の財政力を充実し、国や都から事務事業を大中に区へ移して、それぞれが完全な自治体の特別市（一般の市と同じ）とする必要があります。

このようなことから、いま二十三区は一緒にあって「東京市構想」に反対し、私たちの自治権を守り、さらに拡大するために、運動を進めております。

どうか区民の皆さんの御理解と御支援をいただき、区民と区議会が一体となって世論を盛り上げ、これらを実現していきたいと思っております。

## ●市と特別区の仕事のおもなちがい

| 区 別         | 市   | 特 別 区  |
|-------------|---|--|
| 首 長         | 住民が選挙   | 区議会が都知事の同意を得て選任  |
| 上 ・ 下 水 道   | 経営できる   | 東京都が経営   |
| 交通事業(電車・バス) | 経営できる   | 東京都が経営   |
| 消 防         | 消防本部、消防署、消防団を設けて、消防事務を処理                      | 消防の責任は区が連合して負い、管理、消防長の任免は都知事                               |
| 学 校         | 幼稚園、小・中学校、高校、大学を設置管理でき、教職員の任命権をもっている          | 幼稚園、小・中学校の設置管理のみ、教職員の任命権はない                                |
| 衛 生         | 病院を設けることができる<br>清掃じんかい処理場は市が処理する<br>保健所を設置、管理 | 診療所を設けることができる<br>清掃じんかい処理場の仕事は東京都が市の立場で処理する<br>保健所の建物の管理のみ |
| 都 市 計 画     | 都市計画事業（市長の権限にあるもの）を実行する                       | 区が行なう都市計画事業は部分的な市街地改造事業、土地区画整理事業、公園、街路網などの建設               |
| 公 営 住 宅     | 市営住宅を建てる                                      | 東京都が住宅を建てる   |
| 職 員         | 市が採用する職員                                      | 区の職員の大部分は東京都の配属職員  |

## ●特別市と行政区の性格のおもなちがい

| 区 別 | 特別市とは（私たちの要求） | 行政区とは（国の考え方）        |
|-----|---------------|---------------------|
| 性 格 | 現在の区を市にする     | 現在の区の出張所のような権限のないもの |
| 首 長 | 住民の直接選挙       | 市長（現在の都知事）の任命       |
| 議 会 | 住民の直接選挙       | 廃 止                 |
| 区 域 | 現在の区の区域       | 23区を1つ、あるいは数区に統合    |
| 仕 事 | 住民に身近な仕事は全部扱う | 仕事は一括され、住民サービスに欠ける  |
| 税 金 | 住民のために直接使われる  | 国や都へ吸い上げられる         |

